

【表紙】
【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成20年12月15日
【四半期会計期間】 第9期第2四半期（自平成20年8月1日至平成20年10月31日）
【会社名】 フリービット株式会社
【英訳名】 FreeBit Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石田 宏樹
【本店の所在の場所】 東京都渋谷区円山町3番6号
【電話番号】 03 - 5459 - 0522（代表）
【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 田中 伸明
【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区円山町3番6号
【電話番号】 03 - 5459 - 0522（代表）
【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 田中 伸明
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第2四半期連結 累計期間	第9期 第2四半期連結 会計期間	第8期
会計期間	自平成20年 5月1日 至平成20年 10月31日	自平成20年 8月1日 至平成20年 10月31日	自平成19年 5月1日 至平成20年 4月30日
売上高(千円)	5,327,166	2,594,755	8,074,116
経常利益(千円)	830,626	354,482	702,922
四半期(当期)純利益(千円)	870,994	389,400	632,389
純資産額(千円)	-	3,640,787	2,660,732
総資産額(千円)	-	9,212,015	8,983,631
1株当たり純資産額(円)	-	78,593.64	58,009.18
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	18,989.91	8,478.37	14,112.33
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	18,458.68	8,270.91	13,682.12
自己資本比率(%)	-	39.3	29.4
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,269,836	-	939,197
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	473,864	-	4,112,790
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	392,213	-	3,428,321
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	1,998,482	1,594,748
従業員数(人)	-	310	320

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において当社グループが営む事業の内容において、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年10月31日現在

従業員数(人)	310	(81)
---------	-----	------

(注)従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、当第2四半期連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年10月31日現在

従業員数(人)	243	(46)
---------	-----	------

(注)従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、当第2四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、ネットワーク維持費用及びユーザーのネットワーク利用度に応じて発生する費用が費用の大半を占め、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注状況

当社グループは受注生産を行っていませんので、受注実績の記載はしていません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間の販売実績をサービス区分ごとに示すと、次のとおりであります。

サービス区分	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年8月1日 至平成20年10月31日)
ブロードバンド化事業(千円)	1,931,555
ユビキタス化事業(千円)	663,200
合計(千円)	2,594,755

(注)上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

契約会社名	相手先名	契約の名称	契約締結日	契約内容	契約期間
フリービット株式会社 (注)1.	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	イーサネット通信サービスに係る提供条件特約書	平成20年9月30日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社より当社グループ各企業が提供を受けているイーサネット通信サービスに関し、当社でその提供を一括して受けるための変更特約書	平成20年10月1日から平成23年3月31日まで。
株式会社ドリーム・トレイン・インターネット (注)2.	株式会社ビワローブ	吸収分割契約	平成20年9月17日	株式会社ビワローブのインターネット接続サービスにかかる事業を分割して株式会社ドリーム・トレイン・インターネットに承継させる契約	平成20年11月1日を効力発生日とする。

(注)1. 本特約書は、これまで当社と子会社である株式会社ドリーム・トレイン・インターネットに各々発生していたコアネットワーク運用に必要なエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社からの役務提供につき、当社で一括して発注するための特約書です。

2. 株式会社ドリーム・トレイン・インターネットは平成20年9月17日開催の同社取締役会において、株式会社ビワローブのインターネット接続サービス事業に関する権利義務を会社分割により承継する契約の締結につき決議し、同日契約を締結、平成20年11月1日に会社分割を完了しております。
会社分割の概要は以下のとおりであります。

(1) 会社分割の目的

株式会社ドリーム・トレイン・インターネットが株式会社ビワローブの本件事業を承継することでサービス提供対象ユーザー数の拡大を図り、また、株式会社ビワローブは本件事業以外の主力事業に注力することで、両社のコアコンピタンスの充実を目指す。

(2) 会社分割の方法

株式会社ビワローブを分割会社とし、株式会社ドリーム・トレイン・インターネットを承継会社とする吸収分割である。

(3) 分割期日

平成20年11月1日

(4) 交付する金銭

株式会社ドリーム・トレイン・インターネットは株式会社ビワローブに対して、本件事業に関して有する権利義務に代わり、対価350,000,000円のうち金銭290,000,000円を支払った。

(5) 交付する金銭の算定根拠

交付する金銭の算定に際しては、株式会社ドリーム・トレイン・インターネットはアクセラ株式会社に依頼し、同社がDCF方式等により算定した分析結果を参考に、株式会社ビワローブと協議・交渉を重ねた上で金額を決定した。

(6) 株式会社ビワローブの概要(平成20年8月31日現在)

代表者 代表取締役社長 井門一美
本店所在地 滋賀県大津市浜大津1丁目4番12号
資本金 50,000千円
事業内容 ASPサービス
インターネット接続サービス
独自ドメイン管理
ホスティング
ソフトウェア開発
ネットワーク構築
ウェブサイト制作 等
純資産 499百万円(平成19年10月31日現在)
総資産 613百万円(平成19年10月31日現在)

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界経済の混乱や円高の影響により、景気の減速が鮮明になる展開となりました。

インターネットの分野においては、ブロードバンド契約者数が平成20年6月末時点で2,934万契約となり、中でもFTTHの契約数は1,308万契約となるなど（「情報通信統計データベース」総務省調べ）、利用者数の増加とともに通信環境の高品質化が進展しております。

このような環境の中、当社グループは、主に事業者向けのブロードバンドインフラストラクチャー提供サービス及び個人向けのインターネット接続サービスから構成される「ブロードバンド化事業」と、主に事業者向けにユビキタスプラットフォームを技術ライセンス又はASPとして提供するサービス及び個人向けに次世代のユビキタスネットワークサービスを提供するUbiquitous HUBサービスから構成される「ユビキタス化事業」の拡大を図るべく積極的に事業を展開してまいりました。

当第2四半期連結会計期間においては、ブロードバンド化事業であるISP事業者向けのネットワークサービスとユビキタス化事業の事業者向けサービスが堅調に推移したことや、連結子会社である株式会社ドリーム・トレイン・インターネット（以下、「DTI」）の業績が加算されたこと等により、前年同期と比較すると売上高、利益ともに大幅に増加しております。

特に利益面については、前連結会計年度の下半期より連結子会社化したDTIや事業譲渡により取得したテレコミュニケーション関連事業等の融合に際して積極的に事業構造改革を推進したことにより事業原価率が大幅に低下し、収益構造が強化されたため拡大幅が大きくなっております。

以上の結果、当社のブロードバンド化事業の売上高につきましては、1,931,555千円となり、ユビキタス化事業の売上につきましては、663,200千円となったことから、当第2四半期連結会計期間の全体の売上高は2,594,755千円となり前第2四半期連結会計期間の売上高1,070,681千円と比較すると1,524,073千円増加（142.3%増）となっております。

当第2四半期連結会計期間の売上高と前第2四半期連結会計期間の売上高の比較

サービス区分	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年8月1日 至平成20年10月31日)	前第2四半期連結会計期間 (自平成19年8月1日 至平成19年10月31日) (ご参考)	対前年同期 増減率(%)
ブロードバンド化事業(千円)	1,931,555	721,276	+167.8%
ユビキタス化事業(千円)	663,200	349,405	+89.8%
合計(千円)	2,594,755	1,070,681	+142.3%

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

売上原価並びに販売費及び一般管理費につきましては、個人向けインターネット接続サービス事業やテレコミュニケーション関連事業が追加されたことに伴うネットワーク関連費用やサーバ機器のリース料、ソフトウェア資産の減価償却費等が増加し事業原価総額は増加しましたが、グループ全体での購買力の向上及び合理化等によって営業利益の増加につながる状況となっております。

営業外費用につきましては、主にDTI買収の際の資金調達に伴い金融機関から借り入れた資金に対する支払利息が発生したことにより15,479千円となりました。

また、コールセンター業務のうち、依頼先事務所で業務委託を受ける事業を会社分割で新設し、その後平成20年10月1日付で売却したこと等により38,670千円の特別利益が発生いたしました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間におきましては、営業利益367,424千円、経常利益354,482千円、四半期純利益389,400千円となりました。

当第2四半期連結会計期間と前第2四半期連結会計期間（ご参考）の業績比較

（単位：百万円）

	当第2四半期連結会計期間 （自平成20年8月1日 至平成20年10月31日）	前第2四半期連結会計期間 （自平成19年8月1日 至平成19年10月31日） （ご参考）	差異	対前年同期 増減率（％）
売上高	2,594	1,070	1,524	+142.3%
営業利益	367	83	283	+340.4%
経常利益	354	35	390	-
四半期純利益	389	36	425	-

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、1,998,482千円となり、第1四半期連結会計期間末比で48,442千円減少しました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

< 営業活動によるキャッシュ・フロー >

営業活動による資金は、617,597千円の増加となりました。これは、主に、税金等調整前四半期純利益が391,352千円、減価償却費が95,892千円、のれん償却額109,470千円があったことによるものです。

< 投資活動によるキャッシュ・フロー >

投資活動による資金は、494,438千円の減少となりました。これは、主に、株式会社I S A Oのインターネット接続サービス事業の取得等による有形固定資産の取得による支出501,733千円があったことによるものです。

< 財務活動によるキャッシュ・フロー >

財務活動による資金は、171,604千円の減少となりました。主に短期借入金の純減額30,000千円と、長期借入金の返済による支出175,000千円によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究活動の金額は、2,375千円です。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	131,184
計	131,184

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年10月31日)	提出日現在発行数(株) (平成20年12月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	46,022	46,085	東京証券取引所 (マザーズ)	-
計	46,022	46,085	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成20年12月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成17年7月26日第5回定時株主総会において特別決議された新株予約権の状況

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	450
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,350
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき 200,000
新株予約権の行使期間	平成19年7月28日から 平成24年7月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000 資本組入額 100,000
新株予約権の行使の条件	当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日より6ヶ月を経過した日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後においてのみ、新株予約権を行使することができる。 対象者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社子会社、関連会社の取締役、監査役、従業員(顧問、相談役を含む)の地位を保有していることを要する。 その他の条件については、本総会及び新株予約権発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入その他の処分をすることができない。また、新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 当社は平成19年12月1日をもって、1株につき3株の割合をもって株式分割を行っており、これに伴い上記「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、それぞれ同日付で調整されております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、発行した新株予約権は次のとおりであります。
平成18年7月28日第6回定時株主総会において特別決議された新株予約権の状況

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	191
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	573
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき 200,000
新株予約権の行使期間	平成20年7月28日から 平成25年7月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000 資本組入額 100,000
新株予約権の行使の条件	当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日より6ヶ月を経過した日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後においてのみ、新株予約権を行使することができる。 対象者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社子会社、関連会社の取締役、監査役、従業員(顧問、相談役を含む)の地位を保有していることを要する。 その他の条件については、本総会及び新株予約権発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入その他の処分をすることができない。また、新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 当社は平成19年12月1日をもって、1株につき3株の割合をもって株式分割を行っており、これに伴い上記「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、それぞれ同日付で調整されております。

平成19年12月10日取締役会において決議された新株予約権の状況

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数(個)	450(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>(1) 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき価額は、本新株予約権の行使に際して払込むべき当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 行使価額は、当初463,100円とする。</p> <p>(3) 行使価額の修正</p> <p>平成20年1月4日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の前日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、売買高加重平均価格の算出されない日は除く。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。</p> <p>前号にかかわらず、当社は、当社取締役会が、資金調達のために必要と認めて、次号に従って行使価額が修正される旨を決議した場合には、かかる決議の日に本新株予約権者に対してその旨及び修正開始日(以下に定義する。)を通知したうえで、かかる決議の翌営業日(以下「修正開始日」という。)以降、次号に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定することができる。修正開始日は、平成20年1月4日以降に到来する日とする。</p> <p>修正開始日以降、行使価額は、時価算定期間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に修正される。</p> <p>前号にかかわらず、平成21年12月5日以降、行使価額は、本項第 号に定める修正後行使価額に修正される。本項第 号乃至第 号にかかわらず、本新株予約権の全部が取得される場合、かかる取得のための公告又は通知がなされた日のいずれか早い日の翌々営業日以降、行使価額は、時価算定期間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の105%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に修正される。</p>

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成20年10月31日)
	本項第 号、第 号及び前号に定める修正後の行使価額の算出において、()時価算定期間内に行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該時価算定期間内の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整されるものとし、()かかる算出の結果得られた金額が179,500円(以下「下限行使価額」という。ただし、行使価額の調整を受ける。)を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。
新株予約権の行使期間	平成20年1月4日から 平成22年1月7日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額とする。また、資本組入額は発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり42,100円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の取得条項に関する事項	<p>(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり42,100円にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。</p> <p>(2) 当社は、本新株予約権の発行後、5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合、当該5連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、本新株予約権1個当たり42,100円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p>

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

(注2) 当社は、割当先との間でファシリティ契約を締結しております。本契約の概要は下記のとおりとなります。

平成20年1月4日以降、平成21年12月4日までの期間(以下、「ファシリティ期間」といいます。)においては、当社取締役会が必要と認めない限り、割当先は権利行使ができません。なお、ファシリティ期間経過後、行使期間満了までは割当先は当社の許可なく権利行使が可能となっております。

割当先は、当社取締役会が定める行使可能期間中に限り、行使可能個数を上限として、本新株予約権を行使することができます。当社は、行使可能期間及び行使可能個数を定めた場合、行使可能期間開始日の前取引日まで、行使可能期間開始日、行使可能期間終了日及び行使可能個数を指定し、割当予定先に通知いたします(以下、「行使可能通知」といいます。)

当社は、ファシリティ期間中、何度でも行使可能通知を行うことができます。行使可能期間内においても、7取引日前までに新たな行使可能通知を行うことにより、何度でも行使可能期間及び行使可能個数を変更することができます。また、7取引日前までに撤回通知を行うことにより、行使可能通知を撤回することができます。

割当先は、当社が指定した行使可能期間及び行使可能個数の範囲内で自由裁量により複数回に分割して権利行使を行うことが可能です。なお、割当先は、当社が行使可能通知を行った場合においても、本新株予約権を行使

する義務を負うものではありません。

当社は、割当先に対して、行使可能通知、撤回通知又は行使価額修正の通知をした場合には、速やかに適時開示を行います。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年8月1日～ 平成20年10月31日	174	46,022	17,400	1,830,725	17,400	458,942

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成20年11月1日から平成20年11月30日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が63株、資本金及び資本準備金がそれぞれ6,300千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

平成20年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
石田 宏樹	神奈川県逗子市	8,751	19.01
田中 伸明	東京都渋谷区	6,978	15.16
ソニー株式会社	東京都港区港南1丁目7-1	2,469	5.36
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,941	4.21
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,699	3.69
株式会社オービックビジネスコン サルタント	東京都新宿区西新宿6丁目8-1 住友不動産新宿オークタワー32F	1,125	2.44
株式会社スカイパーフェクト・コ ミュニケーションズ	東京都港区赤坂1丁目14-14	999	2.17
ビーエヌピーパリバセキュリ ティーズサービスロンドンジャス テックユーケーレジデンツ (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	イギリス・ロンドン (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	870	1.89
大藪 崇	愛媛県松山市	840	1.82
村井 純	東京都世田谷区	720	1.56
計	-	26,392	57.31

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 46,022	46,022	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	46,022	-	-
総株主の議決権	-	46,022	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が24株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数24個が含まれております。

【自己株式等】

平成20年10月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高(円)	867,000	813,000	576,000	478,000	632,000	610,000
最低(円)	629,000	479,000	423,000	383,000	446,000	325,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年8月1日から平成20年10月31日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年5月1日から平成20年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年10月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,998,482	1,594,748
受取手形及び売掛金	1,259,005	1,395,441
商品	28,711	35,577
その他	909,660	1,085,695
貸倒引当金	50,447	67,877
流動資産合計	4,145,413	4,043,586
固定資産		
有形固定資産	386,108	384,917
無形固定資産		
のれん	3,864,561	3,574,586
ソフトウェア	468,949	619,193
その他	28,218	27,417
無形固定資産合計	4,361,729	4,221,198
投資その他の資産		
差入保証金	231,018	252,428
その他	95,110	88,812
貸倒引当金	7,364	7,311
投資その他の資産合計	318,764	333,929
固定資産合計	5,066,602	4,940,045
資産合計	9,212,015	8,983,631
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,258	24
短期借入金	570,000	690,000
1年内返済予定の長期借入金	660,000	676,000
未払金	1,981,421	483,428
未払費用	108,634	1,925,298
未払法人税等	15,826	12,928
その他	119,454	120,407
流動負債合計	3,458,594	3,908,087
固定負債		
社債	100,000	100,000
長期借入金	1,980,000	2,310,000
その他	32,633	4,810
固定負債合計	2,112,633	2,414,810
負債合計	5,571,228	6,322,898

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年10月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年4月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,830,725	1,774,325
資本剰余金	458,942	402,542
利益剰余金	1,331,109	460,114
株主資本合計	3,620,776	2,636,981
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,740	-
評価・換算差額等合計	3,740	-
新株予約権	23,751	23,751
純資産合計	3,640,787	2,660,732
負債純資産合計	9,212,015	8,983,631

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年5月1日 至平成20年10月31日)
売上高	5,327,166
売上原価	3,055,731
売上総利益	2,271,435
販売費及び一般管理費	1,411,842
営業利益	859,592
営業外収益	
受取利息	1,887
受取配当金	69
その他	941
営業外収益合計	2,898
営業外費用	
支払利息	30,118
その他	1,745
営業外費用合計	31,863
経常利益	830,626
特別利益	
事業譲渡益	26,634
貸倒引当金戻入額	9,817
その他	5,521
特別利益合計	41,972
特別損失	
固定資産除却損	834
投資有価証券評価損	1,584
特別損失合計	2,418
税金等調整前四半期純利益	870,180
法人税、住民税及び事業税	4,233
法人税等還付税額	5,047
法人税等合計	814
四半期純利益	870,994

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年8月1日 至平成20年10月31日)	
売上高	2,594,755
売上原価	1,521,513
売上総利益	1,073,241
販売費及び一般管理費	705,817
営業利益	367,424
営業外収益	
受取利息	1,839
その他	697
営業外収益合計	2,537
営業外費用	
支払利息	14,625
その他	853
営業外費用合計	15,479
経常利益	354,482
特別利益	
事業譲渡益	26,634
貸倒引当金戻入額	6,514
その他	5,521
特別利益合計	38,670
特別損失	
固定資産除却損	216
投資有価証券評価損	1,584
特別損失合計	1,800
税金等調整前四半期純利益	391,352
法人税、住民税及び事業税	2,269
法人税等還付税額	317
法人税等合計	1,952
四半期純利益	389,400

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成20年5月1日
至平成20年10月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	870,180
減価償却費	204,221
のれん償却額	210,024
貸倒引当金の増減額(は減少)	17,377
受取利息及び受取配当金	1,956
支払利息	30,118
為替差損益(は益)	39
売上債権の増減額(は増加)	136,436
たな卸資産の増減額(は増加)	6,684
仕入債務の増減額(は減少)	3,233
未払金の増減額(は減少)	1,504,987
未払費用の増減額(は減少)	1,815,870
その他の流動資産の増減額(は増加)	154,962
その他	6,976
小計	1,292,664
利息及び配当金の受取額	1,956
利息の支払額	30,445
法人税等の還付額	11,369
法人税等の支払額	5,708
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,269,836
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	12,372
無形固定資産の取得による支出	504,098
差入保証金の回収による収入	32,467
差入保証金の差入による支出	4,360
事業譲渡による収入	14,518
その他	18
投資活動によるキャッシュ・フロー	473,864
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	120,000
長期借入金の返済による支出	346,000
社債の償還による支出	37,500
株式の発行による収入	112,800
その他	1,513
財務活動によるキャッシュ・フロー	392,213
現金及び現金同等物に係る換算差額	23
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	403,734
現金及び現金同等物の期首残高	1,594,748
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,998,482

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年5月1日 至平成20年10月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として先入先出法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。 なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

未払費用、未払金の計上基準の変更

従来、「未払費用」として表示しておりました費用の未払額の一部を、より合理的な表示を目的とし経過勘定の定義を見直したことにより、第1四半期連結会計期間より「未払金」に含めて表示しております。

なお、前連結会計年度の費用の未払額を当第2四半期連結会計期間と同一の基準で計上した場合、未払費用146,803千円、未払金2,261,923千円となります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年10月31日)	前連結会計年度末 (平成20年4月30日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、545,371千円であります。</p> <p>2 財務制限条項 長期借入金2,640,000千円(一年以内返済予定の長期借入金660,000千円含む)について財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済する可能性があります。当該条項は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 各年度の第2四半期・本決算期末の単体及び連結貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の第2四半期又は本決算期末の単体及び連結貸借対照表における純資産の部の金額又は2007年4月期末の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額をそれぞれ維持すること。</p> <p>(2) 各年度の第2四半期・本決算期末の単体及び連結損益計算書における経常損益並びに当期損益に関して、損失を計上しないこと。</p> <p>(3) 2008年4月期及び2009年4月期の第2四半期・本決算期末の単体及び連結貸借対照表における有利子負債の合計金額から、連結子会社からの有利子負債及び現預金の合計金額を減じた金額を50億円以下に維持すること。</p> <p>その他、連結子会社に対する出資比率、担保提供、新規投資、固定資産増加額等に一定の制限が設けられています。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、506,460千円であります。</p> <p>2 財務制限条項 長期借入金2,970,000千円(一年以内返済予定の長期借入金660,000千円含む)について財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済する可能性があります。当該条項は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 各年度の間・本決算期末の単体及び連結貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の中間又は本決算期末の単体及び連結貸借対照表における純資産の部の金額又は2007年4月期末の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額をそれぞれ維持すること。</p> <p>(2) 各年度の間・本決算期末の単体及び連結損益計算書における経常損益並びに当期損益に関して、損失を計上しないこと。</p> <p>(3) 2008年4月期及び2009年4月期の中間・本決算期末の単体及び連結貸借対照表における有利子負債の合計金額から、連結子会社からの有利子負債及び現預金の合計金額を減じた金額を50億円以下に維持すること。</p> <p>その他、連結子会社に対する出資比率、担保提供、新規投資、固定資産増加額等に一定の制限が設けられています。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年5月1日 至平成20年10月31日)
該当事項はありません。

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年8月1日 至平成20年10月31日)		
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。		
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">給与手当</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">142,772千円</td> </tr> </table>	給与手当	142,772千円
給与手当	142,772千円	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年5月1日 至平成20年10月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	1,998,482千円
現金及び現金同等物	1,998,482千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年10月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年5月1日至平成20年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 46,022株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

平成19年新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	4,500株
新株予約権の四半期連結会計年度末残高	親会社 23,751千円

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年8月1日至平成20年10月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年5月1日至平成20年10月31日)

当社及び連結子会社の事業は、インターネット関連事業の単一事業であります。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年8月1日至平成20年10月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年5月1日至平成20年10月31日)

重要な在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年8月1日至平成20年10月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年5月1日至平成20年10月31日)

海外売上高がないため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社の利用しているデリバティブ取引には全てヘッジ会計が適用されているため、注記の対象から除いております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年8月1日至平成20年10月31日)

(株式会社ISAのインターネット接続事業の吸収分割による承継)

1. 相手企業の名称及び取得した事業の内容、企業結合を行った理由、企業結合日、企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

相手企業の名称	株式会社ISA
取得した事業の内容	個人向けインターネット接続サービス事業及びマンション向けブロードバンドネットワークサービス事業
企業結合を行った理由	個人向けインターネット接続事業の強化
企業結合日	平成20年9月1日
企業結合の法的形式	分割会社の事業部門を承継会社が承継する吸収分割
結合後企業の名称	株式会社ドリーム・トレイン・インターネット

2. 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれている取得した事業の業績の期間

自平成20年9月1日至平成20年9月30日

3. 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	500,000千円
取得原価		500,000千円

4. 発生したのれんの金額等

のれん	500,000千円
発生原因	承継した事業の今後の事業展開によって期待される将来の収益力
償却方法及び償却期間	のれんの償却については5年間で均等償却する方針です。

5. 企業結合日に受入れた資産及び引受けた負債の額並びにその主な内訳

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	1,761千円	流動負債	2,300千円
固定資産	539千円	固定負債	-
合計	2,300千円	合計	2,300千円

6. 当該企業結合が当期首に完了したと仮定したときの当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書への影響の概算額

売上高	344百万円
営業利益	55百万円

なお、影響の概算額については監査証明を受けておりません。

(コールセンター受託サービス事業の新設分割及び株式譲渡)

1. 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要

分離先企業の名称	スリープログループ株式会社
分離した事業の内容	当社のコールセンター受託事業
事業分離を行った理由	取引先顧客事務所内でのコールセンター業務(いわゆるインハウス型のコールセンター業務受託)に関して、事業を承継する新設子会社である株式会社コラソンの株式をスリープログループ株式会社(以下、「TPG」という)に譲渡し、TPGのグループ会社となることで、コールセンターの受託業務に関して大規模に展開しているTPGの運用実績やノウハウを活かし、両社のコアコンピタンスをより充実させ、同時に本件事業のお客様に対するよりよいサービス環境を提供できると判断いたしました。
事業分離日	平成20年10月1日
法的形式を含む事業分離の概要	当社の部門を新設分割方式により設立した事業会社(株式会社コラソン)の株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額
26,634千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	100千円	流動負債	-
固定資産	363千円	固定負債	-
合計	463千円	合計	-

3. 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

	会計期間	-	累計期間
売上高	27,680千円		69,083千円
営業利益	2,899千円		13,961千円

なお、影響の概算額については監査証明を受けておりません。

(1 株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年10月31日)	前連結会計年度末 (平成20年4月30日)
1株当たり純資産額 78,593.64 円	1株当たり純資産額 58,009.18 円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年5月1日 至平成20年10月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年8月1日 至平成20年10月31日)
1株当たり四半期純利益金額 18,989.91 円	1株当たり四半期純利益金額 8,478.37 円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 18,458.68 円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 8,270.91 円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年5月1日 至平成20年10月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年8月1日 至平成20年10月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	870,994	389,400
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	870,994	389,400
期中平均株式数(株)	45,866	45,929
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,320	1,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年8月1日至平成20年10月31日)

1. 会社分割契約について

当社の連結子会社である株式会社ドリーム・トレイン・インターネット(以下、「DTI」)は、株式会社ビワローブ(以下、「ビワローブ」という)のインターネット接続サービス事業に関する権利義務を会社分割(吸収分割)により承継する契約を平成20年9月17日開催の取締役会にて決議し、平成20年11月1日に効力が発生しております。本件の概要については以下のとおりであります。

(1) 相手企業の名称及び取得する事業の内容

相手企業の名称

株式会社ビワローブ

取得する事業の内容

インターネット接続サービス事業

結合後企業の名称

株式会社ドリーム・トレイン・インターネット

(2) 企業結合を行った主な理由

DTIは、個人向けインターネット接続サービスを展開しており、高品質なインターネット接続サービスと手厚いサポートを特徴として顧客満足度の高い事業者として独自のポジションを築いております。

今回の会社分割により、DTIが本件事業を承継することで、両社のコアコンピタンスをより充実させ、本件事業のユーザーに対するよりよいサービス環境を提供できることを目指しております。

(3) 会社分割(吸収分割)の日程

平成20年9月17日 分割契約承認取締役会(DTI)

平成20年9月17日 分割契約締結

平成20年11月1日 分割期日(効力発生日)

(4) 企業結合の法的形式

DTIを取得企業とする吸収分割であります。なお、会社分割に際して株式の割当交付は行っていません。

(5) 取得した事業の取得原価及びその内訳

本事業の取得原価は350,000千円であります。

(6) 発生するのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

譲受資産及び負債は適正な帳簿価額で引き継ぎ、譲受価額との差は「のれん」に計上し、5年間で均等償却いたします。

(7) 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当該事業年度以降の会計処理

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第2四半期連結累計期間
(自平成20年5月1日
至平成20年10月31日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の貸借取引に係る方法に準じて処理を行っており、リース取引残高が前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められます。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	残高相当 額 (千円)
工具器具及び備品	1,452,338	956,613	495,725
ソフトウェア	89,443	63,557	25,886
合計	1,541,782	1,020,170	521,611

2. 未経過リース料残高相当額

未経過リース料残高相当額

1年内	251,920千円
1年超	278,687千円
合計	530,608千円

3. 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

	会計期間 (千円)	累計期間 (千円)
支払リース料	81,088	187,325
減価償却費相当額	74,483	172,728
支払利息相当額	4,735	12,549

4. 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間の減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間の利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法は利息法によっております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年12月8日

フリービット株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 広瀬 勉 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山澄 直史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフリービット株式会社の平成20年5月1日から平成21年4月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年8月1日から平成20年10月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年5月1日から平成20年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、フリービット株式会社及び連結子会社の平成20年10月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。